

平成 22 年 6 月 28 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19402012
 研究課題名（和文） ワーク・ライフ・バランスの企業での実施に関する瑞、蘭、日の比較研究
 研究課題名（英文） Comparative studies on the work-life balance in firms between Sweden, the Netherlands and Japan
 研究代表者
 篠田 武司（SHINODA TAKESHI）
 立命館大学・産業社会学部・教授
 研究者番号：20115405

研究成果の概要（和文）：

スウェーデンとオランダは、ワーク・ライフ・バランス（WLB）が進んでいるが、その理由は何か。何よりもまず労働時間の短さである。良きワーク・ファミリー・バランス（WLF）である。そして、それを進めたのは、男性にとって育児を、また女性にとって働くことをシティズンシップの権利として理解し、それを支える政策（育児休暇、保育所）を充実させることだった。WLBの推進を支えているのはジェンダー平等という考え方であった。WLBは、スウェーデンでは「選択の可能性」という社会理念と強く結びついていた。こうした社会の理念を具体化するための政策としてWLBは理解されていた。また、本研究では、またスウェーデンにおいてWLBに関するアンケート調査を行い、上記のような結論に導く貴重な資料を入手した。

研究成果の概要（英文）：

Sweden and the Netherlands are countries known for their better work-life balance (WLB) models. However, what policies and ideas combine work and life well? The results of our research show that first is shortening of working hours. Second, a good work-family balance (WFB) for working parents who are caring children is also important to WLB. Long parent leaves and high-quality childcare facilities are essential means to reach the good WLB. In addition, it is important that childcare should be considered as the right of social citizenship in order to enrich such parents leave and childcare services. A new idea of rights of social citizenship is needed to promote WLF like Sweden. A new family model; the both bread-winner /both care family model is emerging. However, the model of Netherlands and Japan remains in the traditional family model, Therefore, public supported childcare facilities are not so many because mothers care children at home. Third, the strong consensus on gender equality is also crucial to achieve WLB and WFB work-family balance. Fourth, work-life balance policies links greatly with the idea of society, that is, the society where the possibility of choice is open equally to all the people and that supports individual needs and hopes for them to do this and to be that. WLB is one of most important policies to achieve the possibility of choice and to make it come true. These are the results that we have reached with our research.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2008年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2009年度	1,900,000	570,000	2,470,000
年度			
総計	9,200,000	2,760,000	11,960,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：ワーク・ライフ・バランス、ワーク・ファミリー・バランス、時間規制、ジェンダー平等、両親稼ぎ手・両親ケア・家族モデル、選択の可能性、シティズン・シップ

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、欧米でも日本でもワーク・ライフ・バランスに関する議論が盛んになってきた。この概念は90年代にアメリカで導入され、さらにはEU雇用戦略の重要な柱のひとつとしてEU全体に広がったものである。EUでは、当初、少子化対策という人口学的な問題から出発し、次いで「ジェンダー平等」の観点から論じる。特に、育児期の男女の労働の場と家族内でのジェンダー平等が、問題とされる。また、この議論は、WLB論は経営的な観点からなされてもいる。

(2) EUにおいては、このように様々な観点からWLBが議論され、その取り組みが強められている。しかし、WLBを実現するためには、単に政府による直接的支援策だけでは不十分である。結局働く場で、特に民間の企業でそれがどのように実現されていくかが決定的に重要なことであると近年認識されるようになってきている。

(3) もちろん、日本においても政府が急速にこの課題への取り組みを強め、「ワーク・ライフ・バランス憲章」が策定された。これを受け、労働組合もまた経営者団体も固有な取り組みを強めている。

(4) このようにワーク・ライフ・バランスの取り組みが世界的に進んできているが、しかし、まだまだ十分ではない。日本においても同様である。あらためて、この取り組みが進んでいるといわれるスウェーデンとオランダに注目が注がれるようになっており、本研究はそこから学ぼうとするものである。

2. 研究の目的

(1) ワーク・ライフ・バランスは、本格的にいまグローバルな課題となりつつある。本研究の目的は、積極的にワーク・ライフ・バランスを進め、その実績を上げつつあるスウェーデンとオランダを対象にして調査を行い、日本がそこから何を学べるのかを明らかにするものである。

(2) 研究の目的は、まず政府の政策とそれを進める理念を調査、検討することである。ここでは、特に労働時間規制、パートタイムの権利制度、また育児支援の家族政策を取り

上げて調査・研究をする。また、スウェーデンとオランダの違いも明らかにすることも課題となる。

(3) 政府が取り組んでいるとしても、しかしワーク・ライフ・バランス、あるいはワーク・ファミリー・バランスにとって決定的に重要なのは、働く場での、いいかえれば企業内でどのようにそれが認識され、政策化されているのかである。その実態の調査はこれまで十分になされてこなかった。したがって、本研究では特に個別企業での取り組みと実態を調査によって明らかにすることを課題とした。

(4) さらに、こうした政策を支える理念はなにか。理念あってこそ、政策は実現できる。したがって、その理念が何かを研究することも研究の課題となる。

3. 研究の方法

(1) まず、ワーク・ライフ・バランスに関する、従来の議論を理論的にサーベイすることである。特に、その理念的背景について研究することである。

(2) スウェーデンとオランダにおいて資料を収集し、主要な組織へのヒアリングをすることである。特に、企業における取組みの実態と政策をヒアリングによって明らかにすることである。企業を選択するにあたっては、金融部門を重視した。日本では、金融部門でのワーク・ライフ・バランス、あるいはワーク・ファミリー・バランスの実態が深刻なものであると判断したからである。

(3) ワーク・ライフ・バランスが比較的進んでいるスウェーデンとオランダ、しかし両国ではその取り組みが大きく違うので、それを比較しつつ日本へのインプリケーションを検討することである、

4. 研究成果

以下の知見を得た。

(1) まず、ワーク・ライフ・バランスは、労働と生活を享受する権利の問題であり、それをシティズンシップの権利であると理解することがきわめて重要であるということ。一方で、子供を持つ女性の働く権利、他方で

男性の子供と過ごす権利は、それぞれの本来持つシティズンシップの権利である。さらに、子供にとっても父親とともに過ごすということは「子供の権利」でもある。現実にスウェーデンでは、父親と過ごす時間を子供に保障することは「子供の権利」として理解されている。いわゆる女性の「商品化」＝「脱家族化」と、男性の「脱商品化」＝「再家族化」は、それ自体がシティズンシップの権利なのである。スウェーデンでは、それが「社会権」として、女性のそれは70年代に、また男性のそれは少し遅れ80年代以降に議論され、そうした認識が深く定着してきた。こうした認識の形成こそ、スウェーデンではWLBを進めてきたのである。そして、それが権利として捉えられた時、それを諸政策として制度化することが当然に政府が果たすべき責任となった。逆に、日本ではこうした議論はまだこれからである。

(2) 上記の権利を支える具体的政策として重要なのは、まず両親休暇(育児休暇)の充実(スウェーデンでは480日)であり、育児施設の充実である。両親休暇の取得率は、企業へのインタビューではほぼ100%であった。企業は、取得が当然のこととして理解していた。取得が進むためには、取得が復職やキャリア形成の障害にならないことが重要である。その点、スウェーデンでも、オランダでも一部そうした障害を感じる労働者もいたが、多くの企業は個別に復職へのサポートを積極的に行っていた。日本が学ぶべき点である。次いで、育児施設の充実である。特に3歳児未満を対象にした育児施設の充実が女性が働く権利を実現するためには決定的に重要だとスウェーデンでは認識され、コミューンが提供する責任を持っていた。逆にオランダでは、育児は家庭に委ねられていた。パート労働制度が整っているからである。

(3) WLBは、ワーク・ファミリー・バランスという人生のある時期に特定されるものではない。各人のライフスタイルに応じたバランスとして捉えることがまた重要である。人は、生涯のある時期には仕事に集中し、別な時期には余暇や勉強、自己啓発等を優先したい時もある。あるいはそうすることが必要なこともある。したがって、WLBは各人の生涯にわたる人生設計のなかで捉えられるべきであり、それを支える政策が必要となる。教育休暇制度も、そうした政策のひとつであり、サバティカル制度もそうである。また年次有給制度の充実も、決定的に重要である。スウェーデン、オランダではほぼ100%であり、それも連続して取得できることが重要である。企業もまた、こうした取得を自明のものとして理解している。

(4) WLBにとって基礎的な政策は、なんといっても労働時間短縮と時間規制である。オランダは、パート労働制(どのような雇用形態にも関わらず社会保険、賃金・休暇などの労働条件に差別を設けない)を政策的に進めることによって時短を実現し、スウェーデンでは、時間規制を強めることによって労働時間を削減してきた。これは、WLBを推進するためのもっとも中心的な政策である。企業内においても、両国は労働時間に関して厳格に、また詳細に協約で取り決めており、守っている。ひるがえって、日本は時間規制がきわめて弱い。なお、今回の調査ではスウェーデン企業で進められているタイム・バンク制度の内容が明らかになった。これは、たとえば週40時間(昼間勤務)働くと自動的に74分がタイム・バンクに貯蓄され、休暇が現金か、年金で受け取れるものであり、多くが休暇で引き出している。これもWLBを進める一つの政策である。

(5) WLBは、またジェンダー平等を推し進めるものである。あるいはそうしたという視点で進められるべきものである。EUなどではいかなる政策においても男女平等の視点が貫かれている。WLB政策に関しても同様である。特に子供を持つ働く親にとって家庭内でのジェンダー平等も大きな課題となってきた。家事・育児に対する責任の家庭内分配の平等はWLBにとって極めて重要な課題である。働く女性のWLBの実現は、男性のWLBの実現なくしてあり得ない。それを実現していくことはまた、家族のあり方を変えていくことにもなるだろう。スウェーデンでは、従来の「男性稼ぎ手/女性ケアラー・家族モデル」が、「両稼ぎ手/両ケアラー・家族モデル」へと移行しつつあり、将来の家族像を示しつつある。

(6) 最後に、調査・研究から得た知見から最も重要なことは、WLBがどういう社会を築くべきかという理念との関連で、スウェーデンでもオランダでも捉えられていることである。そこでは、めざされるべき社会とは、人々が多様な「選択の可能性」を等しく保障されている社会であり、その「選択の可能性」が市場か、社会か、またそのミックスしたものであるかによって保障されているような社会である、と考えられている。WLBは、人々の選択の可能性を広げるものである。それは、人生の各時期において多様な生き方の「選択の幅」を広げ、「可能性」を人々に提供するものである。たとえば、育児施設の充実も、女性にとって働き続けるという選択を可能とさせるだろう。WLBは、このように人生の各時期における生き方の「選択の幅」を広げ

るものとして捉えることができる。なお、こうしたWLBが何によって保障されるのかは、各国で違う。日本では、主として市場で個人的に購入し、オランダでは労使協約が大きな役割を果たし、スウェーデンでは政府が保障する。しかし、重要なのは、「選択の機会」が平等にすべての人に与えられていることである。

(7)本研究は、スウェーデンで、ホワイトカラー層を代表する金融部門の労働者とエンジニアに対するアンケート調査を行い、多くの知見を得た。こうした特定分野での調査はこれまでになく意義あるものであるが、そこでは上記の「両性稼ぎ手/両性ケア-家族モデル」がスウェーデンでは一般的に受け入れられていることが分かった。なお、本調査の結果については、それぞれ調査を行った現地の機関に資料を提供するとともに、現地にて報告し、議論を行い有意義であった。

(8)また、研究代表者は社会的にも各種の市民講座や労働組合の研修や大会にて計5回、海外のシンポジウムで計1回成果を報告し、社会的にも興味をもたれた。今後も引き続き、研究を継続するとともに、社会的にも研究成果を還元していきたいと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計28件)

篠田武司「スウェーデン・モデルとワーク・ファミリー・バランス」(塚口淑子編『スウェーデン・モデル-持続可能な社会を考える』ノルディック出版(2010年10月刊行予定))

篠田武司 Polarizing Society and Quality of Life in Japan, in J. Stam and R. Veehoven (eds) *Quality of Life and Happiness of People*, KIT Publisher, Amsterdam, 2007, pp.112-122.

前田信彦「職業生活と定年後の社会参加」『シニアの社会参加と生きがいに関する調査研究』、シニアプラン総合研究機構報告書、2009年、45-60頁

前田信彦「職業生涯とワーク・ライフ・バランス-オランダにおけるライフコース貯蓄制度」、『世界の労働』、日本ILO協会第58巻第6号、2008年、26-32頁

斉藤弥生「スウェーデンにおける介護職員の労働条件向上へのアプローチ」『北ヨーロッパ』、査読有、第5巻、2009年、-16頁

斉藤弥生「女性環境の整備と福祉-ワーク・ライフ・バランスの視点から」(岡沢

憲英編『福祉ガバナンス宣言』173-192頁
北明美「1960年代における児童手当論の一端」『社会政策学会誌』第19号、2008年、査読有、161-175頁

中里裕美「スウェーデン王国」山内直人編『世界の市民社会』NPO研究情報センター、2009年、130-139頁

櫻井純理「正社員の長時間労働と時短促進の取り組み」(大阪社会運動協会編『大阪社会労働運動史 9巻』、2009年、201-217頁

[学会発表](計4件)

篠田武司・中里裕美「スウェーデンにおけるワーク・ライフ・バランス」北ヨーロッパ学会、2009年11月23日、大阪大学
篠田武司「Crisis of Social Cohesion in Japan under Globalization」International Symposium on Social Change under Globalization, 2008年11月18・19日、ソウル・中央大学

斉藤弥生「スウェーデンにおける介護職員の労働条件向上へのアプローチ」北ヨーロッパ学会、2008年12月6日、早稲田大学

前田信彦「高齢期における地域生活の治安とヒューマンセーフティ - Anxiety for Public Order in Community and Human Safety-」International Conference on Surveillance for safety Promotion, 2008年3月1・2日、京都府亀岡市

[図書](計11件)

篠田武司編『ワーク・ライフ・バランスの企業での実施に関する瑞、蘭、日の比較研究』科研報告書、2010年、全319頁

前田信彦、*Transition to Retirement and Acting Aging: Changing in Post-Retirement Lifestyles in Japan*, University Education Press, 2008, Total page: 160.

松田亮三編『健康と医療の公平に挑む』勁草書房、2009年、全266頁

斉藤弥生等編、*Meeting the Challenges of Elder care: Japan and Norway*, Kyoto university Press, 2010, Total page 201.

松田亮三「介護報酬と介護保険料はどのように決まるのか」、新村聡編『介護福祉のための経済学』、弘文堂、2008年、94-108頁

松田亮三「医療制度改革と自治体」山本隆他2名編『ローカルガバナンスと現代行財政』、ミネルヴァ書房、2008年、52-64頁

北明美「日本の児童手当制度とベーシック・インカム 試金石としての児童手当」
武川正吾編『シティズンシップとベーシッ

ク・インカムの可能性』、法律文化社、2008年、160 - 193 頁

櫻井純理「キャリア形成と職業能力開発」『シリーズ現代を読む経営学 第3巻 人間らしい「働き方・働かせ方」』黒田兼一・守屋貴司・今村寛治編著、ミネルヴァ書房、2009年、201-217 頁

6 . 研究組織

(1)研究代表者

篠田 武司 (SHINODA TAKESHI)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号：20115405

(2)研究分担者

前田 信彦 (MAEDA NOBUHIKO)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号：20222284

松田 亮三 (MATSUDA RYOZO)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号：20260812

斉藤 弥生 (SAITO YAYOI)
大阪大学・人間科学部・准教授
研究者番号：40263347

北 明美 (KITA AKEMI)
福井県立大学・看護福祉学部・准教授
研究者番号：60300125

福地 潮人 (FUKUCHI SHIOTO)
中部学院大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号:00412833